

[基本目標Ⅱ] いのち・人権の尊重

■施策の方向 1 配偶者等からの暴力等、あらゆる暴力の根絶

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画
ア 相談窓口の周知や救済措置の充実	21	DV相談と被害者に対する支援	男女共同参画推進室	①男女共同参画センターにおいて相談員による通常の相談業務。 ②寄り添い支援相談月1回以上。	DV相談と被害者に対する支援の実施	①男女共同参画センターにおいて相談員による通常の相談業務。 ②相談窓口の拡充(コミュニティ施設にて寄り添い支援相談月1回、夜間窓口月1回、土曜窓口月1回)	①男女共同参画センターで受付した相談件数(面談・電話相談等) 189件 ②市内5施設にて寄り添い支援相談を実施。(5月～3月第3水曜日)	A	男女共同参画センターがDV相談窓口であることを周知する。		①男女共同参画センターにおいて相談員による通常の相談業務。 ②相談窓口の拡充(コミュニティ施設にて寄り添い支援相談月1回、夜間窓口月1回、土曜窓口月1回)
	21	DV相談と被害者に対する支援	福祉事務所	障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援を行う。虐待があった場合は、立入調査や、やむを得ない措置での入所、面会制限などの対応をとり、障がい者本人の安全を確保する。虐待としなかった場合も、各種関係機関と連携を図り、情報提供や助言を行う。	実施	障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を行う。	対応件数 8件中 7件解決 1件対応中	A	各種関係機関と連携を図り、情報提供や助言を行う。		障がい者に対する虐待防止及び早期対応、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制を行う。
	21	DV相談と被害者に対する支援	介護サービス課	養護者から高齢者に対する虐待(疑い含む)相談があった場合、相談内容に応じて関係機関と連携して対応する。	実施	困難事例・虐待への対応、成年後見制度活用の支援等、相談・連絡・通報等があったケースに対応する。	すべての相談に対して、関係機関等と連携して対応できた。	A	今後も、地域包括支援センターを中心に様々な人からの相談を受ける体制を整えていく。		困難事例・虐待への対応、成年後見制度活用の支援等、相談・連絡・通報等があったケースに対応する。
	22	各種相談窓口の周知、啓発	男女共同参画推進室	DVは専門機関への相談が有効・重要であるため、広報やHPへの掲載及びPRカード等により相談窓口の周知をする。	HP、各種相談窓口に一欄 20歳記念式典チラシ(毎年発信している)	市内のコミュニティ施設に男女共同参画センターのDV等相談窓口案内及び事業内容等掲示し、地域住民に周知を図る。	DV相談窓口周知カード等を公共施設や市内の医療機関等に設置。また、11月に男女共同参画センター、本庁及び各支所に啓発用のパネルやパープルリボンツリーを展示するなど周知を行った。二十歳の記念式典時にDV・デートDV防止啓発チラシを配布した。	A	DV等相談窓口のチラシを公共施設等に設置、およびHPや広報紙への掲載により周知を図る。		市内のコミュニティ施設に男女共同参画センターのDV等相談窓口案内及び事業内容等掲示し、地域住民に周知を図る。
	22	各種相談窓口の周知、啓発	福祉事務所	市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。	1回以上	市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。	手帳交付時に障がい者福祉のしおりで窓口を周知。広報あさくら10月号に虐待の例を示し、通報やと届出窓口の案内を掲載。	A	虐待通報窓口の周知に努める。		市報や障がい者手帳交付時に配布している「障がい者福祉のしおり」で、虐待通報窓口の周知に努める。
	22	各種相談窓口の周知、啓発	子ども未来課	相談窓口の周知、啓発を行う	相談窓口の周知、啓発の実施	広報紙、子育て支援ブック、ホームページにて周知、啓発を行う	相談窓口の情報を、広報紙、子育て支援ブック、ホームページに掲載した。	A	引き続き、相談窓口の周知・啓発を行う。		広報紙、子育て支援ブック、ホームページにて周知、啓発を行う
	22	各種相談窓口の周知、啓発	介護サービス課	地域包括支援センターが高齢者の総合相談を行っており、住民やコミュニティ、シニアクラブ、民生委員・主任児童委員等へまた、医療・介護関係機関にも周知啓発を行い、身近な相談窓口になるよう取り組む。	広報掲載 チラシ配布	広報に地域包括支援センター(市内3箇所)について年1回掲載。 コミュニティ、シニアクラブ、民生委員・主任児童委員、医療・介護関係機関等に周知する。(随時)	広報あさくら4月号に地域包括支援センターの紹介を掲載。また、関係機関には、チラシを配布。関係機関の連絡会等にも可能な限り出席し、意見交換等を行った。	A	今後も、あらゆる機会を活用して啓発に努める。		広報に地域包括支援センター(市内3箇所)について年1回掲載。 コミュニティ、シニアクラブ、民生委員・主任児童委員、医療・介護関係機関等に周知する。(随時)
	23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	税務課	窓口でのDV対象者への対応の徹底	相手方への情報遺漏を0件とする。	対象者以外に証明書等を発行しないよう徹底する。	税務課作成のマニュアルに従い、市民課と連携し対象者以外に証明書等を発行しなかった。	A	引き続き、DV対象者以外に証明書等を発行しないよう徹底する。		対象者以外に証明書等を発行しないよう徹底する。

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画											
ア	23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	市民課	①DV支援措置申請の相談窓口、新規・継続申請の受付 ②対象者への証明書発行や戸籍届出の受付 ③マイナポータル対応	加害者への情報遺漏を0件とする。	①迅速な住民票等の発行抑止処理と各課通知等を行うことで、本人以外の者が住民票等を取得することのないようにする。 ②支援措置申出者の証明書発行時は、職員2人で発行可否の確認をする。コンビニ交付発行不可とする。また、戸籍の届出や相談時、居所が推測されないようアドバイスする。 ③情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」等適切な処理を行う。	支援措置申出者(R7.3.31現在、市内在住者115名)に対する①～③の相手方への遺漏なし ①迅速な抑止処理と各課通知等を努めることで、支援措置申出者以外の者が住民票等を取付出来ないよう取り組んだ。 ②証明書発行時は職員2人で発行可否の確認を行った。R5.10から開始したコンビニ交付も支援措置申出者は発行不可とした。支援措置申出者の居所が推測されないよう、戸籍相談のアドバイスもできた。 ③支援措置申出者に対して、情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」を行った。	A	目的外や安易な支援申出をされていないか見極めが必要である。 引き続き慎重な対応をする。		①迅速な住民票等の発行抑止処理と各課通知等を行うことで、本人以外の者が住民票等を取付出来ないよう取り組んだ。 ②支援措置申出者の証明書発行時は、職員2人で発行可否の確認をする。コンビニ交付発行不可とする。また、戸籍の届出や相談時、居所が推測されないようアドバイスする。 ③情報連携の「自動応答不可」及び「不開示設定」等適切な処理を行う。											
												23	窓口でのDV対象者への対応の徹底	収納対策課	窓口でのDV対象者への対応の徹底。職員に対して、窓口対応時の留意事項を周知する。	DV対象者の情報漏洩を0件とする。	パソコン画面上にDV対象者と標記するなど、対象者の住所等の情報が漏洩しないように個人情報の取り扱いを徹底する。	DV対象者への対応を職員同士で再確認し、情報漏洩しないよう徹底した。	A	新しいシステムの導入や庁舎移動が予定されており、新しい環境に起因する情報漏洩がないように注意する。	パソコン画面上にDV対象者と標記するなど、対象者の住所等の情報が漏洩しないように個人情報の取り扱いを徹底する。	
イ	24	DV防止法等の周知と情報提供	男女共同参画推進室	広報やHPを活用し、DV防止等の周知と情報提供を行う。	パープルライト20歳記念式典	・市内のコミュニティ施設に男女共同参画センターのDV等相談窓口等の周知をする。 ・11月「女性に対する暴力をなくす運動」の際に、相談窓口等の周知をする。	DV相談窓口周知カード等を公共施設や市内の医療機関等に設置。11月に男女共同参画センター、本庁及び各支所にパープルリボンツリーを設置し、相談窓口の案内や性暴力に関する情報等の周知を行った。また、運動期間中、甘木公園噴水のパープル・ライトアップを実施した。二十歳の記念式典時にDV・デートDV防止啓発チラシを配布した。	A	広報紙やHPを活用して情報提供を行ったり、男女共同参画センター利用者、主催講座参加者等に随時呼びかけていく。		・市内のコミュニティ施設に男女共同参画センターのDV等相談窓口等の周知をする。 ・11月「女性に対する暴力をなくす運動」の際に、相談窓口等の周知をする。											
												25	ポスターやパンフレット、広報紙等を活用した啓発	男女共同参画推進室	・DV防止啓発のためのリーフレットやあさくら女性ホットラインカード等の窓口設置、補充、ポスターの貼付により、啓発を行う。 ・広報・HPを活用し、DV防止の周知と情報提供を行う。	DV、デートDVチラシ年1回以上	・市内の医療機関等や公共施設に「DV・デートDV防止カード」及び啓発用のシールの配布を行う。 ・広報紙やHPにてDV防止の周知を行う。	A	事務所の移転や電話番号の変更などについて周知を行う必要がある。	・市内の医療機関等や公共施設に「DV・デートDV防止カード」及び啓発用のシールの配布を行う。 ・広報紙やHPにてDV防止の周知を行う。		
												26	DV防止啓発セミナー等の開催及び案内	男女共同参画推進室	DV・デートDV防止啓発のための研修会や講座等の実施に対し、講師派遣等の支援を行う。	パープルライト20歳記念式典	市内中・高校へDV・デートDV防止講座の呼びかけをし、希望を募り実施する。	市内の高校及びPTAに対しDV・デートDV防止講座の希望を募ったが応募がなかったため、リプロダクティブヘルスライツセミナーを実施し、その中でデートDVに関する講義も行ってもらった。	A	継続して講座を実施する。		市内中・高校へDV・デートDV防止講座の呼びかけをし、希望を募り実施する。
												27	相談員、職員の研修の実施	男女共同参画推進室	DV相談対応マニュアル等を活用し研修を行ったり、職員間で事例を基に対応のやり方を協議し、職員のスキルアップを図る。	年1回実施	DV相談対応マニュアル等を活用し研修を行ったり、職員間で事例を基に対応のやり方を協議する。	職員のスキルアップのため、外部研修に4回参加した。	A	継続して受講し、適切に相談対応ができるように常にスキルアップをする必要がある。		職員、相談員のスキルアップのため、研修等に参加する。

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画
イ 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発、被害防止の啓発	27	相談員、職員の研修の実施	福祉事務所	障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加し、虐待対応のスキルアップを図る。	1回以上	障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加する。	福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修行政・虐待防止センター職員コースと、福岡県障がい者虐待防止対応事例検討会に参加。	A	障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修参加する。		障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修や、障がい者虐待防止対応事例検討会に参加する。
	27	相談員、職員の研修の実施	子ども未来課	県主催の研修会への参加	県主催の研修会への参加	各種研修会への参加。	相談業務に必要な研修に積極的に参加した。	A	各種研修会への参加。		各種研修会への参加。
	27	相談員、職員の研修の実施	介護サービス課	高齢者の虐待防止、権利擁護の研修に参加し対応についてスキルアップを図る。	随時、研修を案内する	地域包括支援センターや関係機関等へ高齢者の虐待防止や権利擁護に関する研修会への参加を推進する。	県からの研修案内を地域包括支援センター等に周知(メール通知や会議で案内)し、市職員も含めて参加した。	A	今後も、地域包括支援センターおよび関係機関と連携して虐待ケースの対応を行えるよう、スキルアップを図る。		地域包括支援センターや関係機関等へ高齢者の虐待防止や権利擁護に関する研修会への参加を推進する。
	28	健康相談等によりDV被害の相談を受けた場合の関係機関との連携	健康課	乳幼児健診、育児相談事業は母子の健康増進、正常な発達のための相談だが、その相談の場においてDVの早期把握・発見を行う。	乳幼児健診(年54回)・育児相談事業(年18回)の実施 当初値:4カ月児健診320/326名(受診率98.16%) 10カ月児健診284/279名(受診率98.24%) 1歳6カ月児健診285/297名(受診率95.96%) 3歳児健診369/380名(受診率97.11%) 育児相談事業参加数 乳児111名、幼児150名	育児は母親だけではない、母親と父親が協同して行い、家族全体で取り組んでいく必要があることを周知しつつ、DVについて相談しやすい環境づくりを行う。 4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健診受診率90%以上	乳幼児健診(年54回)・育児相談事業(年18回)の実施 当初値:4カ月児健診246/249名(受診率98.80%) 10カ月児健診261/268名(受診率97.39%) 1歳6カ月児健診291/298名(受診率97.65%) 3歳児健診322/326名(受診率98.77%) 育児相談事業参加数 乳児211名、幼児45名	A	日頃から子ども未来課と連携をとり、フォロー対象者への支援について情報共有を行う必要がある。フォロー対象者には継続的に支援を行えるような関わり方が必要である。		育児は母親だけではない、母親と父親が協同して行い、家族全体で取り組んでいく必要があることを周知しつつ、DVについて相談しやすい環境づくりを行う。 4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健診受診率90%以上
ウ 学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の啓発	29	商工会議所等を通じた市内事業所等への啓発協力依頼	商工観光課	商工会議所・商工会の総会・総代会開催時の資料と共に、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の資料を配布できないか働きかける。	商工会総代120名、商工会議所役員・議員40名へ配布する。	①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続き職場等でのセクハラ防止等の資料を配布する。	①商工会総代会(5/23開催)で総代120名へ、②商工会議所総会(6/4開催)で役員・議員40名へ職場等でのセクハラ防止等の資料を配布した。	A	継続して啓発資料の配布に努める。		①商工会総代会(5月開催予定)で総代120名へ、②商工会議所総会(6月開催予定)で役員・議員40名へ引き続き職場等でのセクハラ防止等の資料を配布する。
	30	行政職員に対する人権研修	人事秘書課	・人権問題を題材にし、様々な視点からテーマを年次的に設定し、有効な研修を継続・実施します。 ・各種ハラスメント防止に向けて、職員への周知・啓発を実施します。	職員・会計年度職員の研修会参加率 80%以上:A 60%~80%:B 60%未満:C 未実施:D	・職員研修会の開催 正職員:令和6年10月(予定) 会計年度任用職員:朝倉市主催人権研修参加 ・庁舎内イントラ掲示板等を活用し、職員へ各種情報を提供するとともに、研修、庁内会議等を通じてハラスメント防止の徹底を図ります。	・職員研修会485人参加(93%) ・会計年度191人参加(74%) ・管理職向けに「カスタマーハラスメント研修」を実施しました。 36人参加(71%)	A	引き続き、様々な人権問題を題材に研修等を計画・実施することで、職員が様々な視点を持つための意識啓発・業務遂行へつなげていきます。		・職員研修会の開催 正職員:令和6年10月(予定) 会計年度任用職員:朝倉市主催人権研修参加 ・庁舎内イントラ掲示板等を活用し、職員へ各種情報を提供するとともに、研修、庁内会議等を通じてハラスメント防止の徹底を図ります。
	31	行政職員を対象とした相談窓口の周知・啓発	人事秘書課	相談窓口の設置に係る周知・啓発を実施します。	新たな情報掲載:A 掲載の継続:B 掲載の中断:C 掲載の中止:D	定期的に庁内イントラ掲示板等を活用し、相談窓口の開設について情報提供を行います。	市職員ハラスメントの防止等に関する規定等、庁舎内イントラ掲示板等に継続して掲載し、周知しました。	B	引き続き、庁内イントラ掲示板を有効活用し、職員全体に向けた情報提供・周知啓発に努めます。		定期的に庁内イントラ掲示板等を活用し、相談窓口の開設について情報提供を行います。

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画
ウ 学校、職場等でのセクハラ防止やDV・デートDV防止の啓発	32	教職員を対象とした、セクハラ防止、DV・デートDV防止の研修や学習等による啓発、及び生徒を対象とした、両性の本質的平等の観点からの学習による啓発	教育課	中学校生徒の理解を深めるため人権・同和教育を行う。	実施	人権・同和教育の推進を行う。 中学校生徒に対し、各中学校の年間指導計画に従って、男女平等や人権尊重の精神を育成する観点から、人権・同和教育の教育計画や保健の指導計画に基づき、教科以外でもあらゆる機会をとらえた教育を市内全17校で行う。	各学校の人権・同和教育計画や社会科・保健教育の年間指導計画、実施時間等を点検及び授業参観を市内全17校で行った。	A	生徒に対しては各学校の教育計画の実施点検を行った。小中学校の授業は、全ての科目において人権・同和の視点を取り入れた授業作りを行っている。教職員については、年間を通じて行われる朝倉市教育支援センターの人権・同和教育研修、県の研修機関における研修に参加して身につけたことを授業実践に活かすようにした。		人権・同和教育の推進を行う。 中学校生徒に対し、各中学校の年間指導計画に従って、男女平等や人権尊重の精神を育成する観点から、人権・同和教育の教育計画や保健の指導計画に基づき、教科以外でもあらゆる機会をとらえた教育を市内全17校で行う。

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画
■施策の方向 2 性差に基づく心身の健康支援											
ア	性差に基づく疾病や健康の情報提供・啓発	33	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	健康課	女性が自らの身体についての健康管理や性に関する自己決定を行えるよう理解を深めるための情報提供や啓発を行う。	妊婦健康診査:妊婦健康診査平均受診回数11回 思春期ヘルスライブラン事業:3回以上開催	①(事業名)妊婦健康診査(内容)妊婦健康診査基本健診及び必要とされる検査費用の公費負担(実施時期)通年 ②(事業名)思春期ヘルスライブラン事業(内容)将来親になる男女が命や性に関する確かな知識を持ち、出産に関する正確な情報を知ったうえで、将来設計を立てることができるように、中学生への情報提供、教育を行う。(実施時期)通年	①妊婦健康診査受診券交付者276人 平均受診回数12回 ②市内中学校4校実施 中学3年生270人参加	A	今後も、引き続き実施し、情報提供や啓発に努める。	①(事業名)妊婦健康診査(内容)妊婦健康診査基本健診及び必要とされる検査費用の公費負担(実施時期)通年 ②(事業名)思春期ヘルスライブラン事業(内容)将来親になる男女が命や性に関する確かな知識を持ち、出産に関する正確な情報を知ったうえで、将来設計を立てることができるように、中学生への情報提供、教育を行う。(実施時期)通年
		34	検診受診の推進	健康課	がんの早期発見・早期治療を目的にがん検診(子宮頸がん・乳がん)を行う。	活動指標:子宮頸がん・乳がん検診の実施・受診者数 当初値:子宮頸がん健診(2,102人) 乳がん健診(1,108人) ※個別は2月迄の受診者数	事業名:①子宮頸がん検診・②乳がん検診 対象者:①20歳以上の女性市民・②40歳以上の女性市民 実施時期:集団(コミュニティセンター・ピーポート甘木等)5月～12月・個別(指定医療機関)4月～3月 個別医療機関での検診実施や県内広域化、対象年齢者へのクーポン配付を継続し、受診体制及び受診機会の確保を行う。 ①子宮頸がん検診受診率9%以上 ②乳がん検診受診率6%以上	5月から12月に保健福祉センター等での集団健診34回、協会けんぽ特定健診と一緒に受診できるコラボ健診2回、6月から3月に個別乳がん検診(2医療機関)、4月から3月に個別子宮頸がん検診(2医療機関)を実施した。 受診者数:①子宮頸がん検診 2,264人(受診率10.1%) 乳がん検診 1,073人(受診率5.9%) ※個別は2月迄の受診者数	A	今後も、集団で行うがん検診を敬遠する方を対象に個別医療機関での実施を継続し、対象年齢の方への無料クーポン券の配付やクーポン券対象者に対して、受診可能な医療機関の県内広域化の実施を継続し、受診体制及び受診機会の確保を行っていく。	事業名:①子宮頸がん検診・②乳がん検診 対象者:①20歳以上の女性市民・②40歳以上の女性市民 実施時期:集団(コミュニティセンター・ピーポート甘木等)5月～12月・個別(指定医療機関)4月～3月 個別医療機関での検診実施や県内広域化、対象年齢者へのクーポン配付を継続し、受診体制及び受診機会の確保を行う。 ①子宮頸がん検診受診率9%以上 ②乳がん検診受診率6%以上
	35	LGBTなどの性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人権啓発と理解の促進	人権・同和対策課	性差のない人権についての理解・認識を深める。	貸出回数・会議等での利用回数合わせて5回	貸出DVD・書籍の利用促進を促す。	DVD貸出・利用回数:3回(貸出3回、利用0回)	B	貸出DVD・書籍を充実させ、啓発を推進する。		貸出DVD・書籍の利用促進を促す。

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画		
ウ		配慮を必要とする人への支援	36	配慮を必要とする人への支援	人権・同和対策課	①高齢者の生きがい対策、居場所づくりを支援する。 ②福岡県パートナーシップ宣言制度に係る行政サービスの提供。 ③各種申請書等における性別記載の見直し。	①実施回数 (1)10回、(2)12回 参加人数 (1)150人(2)144人 ②行政サービス数6 ③法的に義務付けられたものや、業務上明確な必要性があるものを除いて、必要のない性別欄は削除する。	①各支部住民および周辺地域住民を対象に、男女を問わず、健康体操や手芸工作活動、社会科見学等のデイサービスを行う。 (1)甘木総合隣保館にてミニデイサービス 10回実施 150人 (2)杷木人権啓発センターにてデイサービス 12回 144人 ②福岡県パートナーシップ宣言制度に係る行政サービスの情報提供を行う。 ③各種申請書等の性別記載欄の取り扱いについて既存分を見直した。今後、新規分があれば対応を行う。	参加者の健康増進、教養、親睦を深めることにより人権意識の改革に努めた。 ①(甘木総合隣保館) ミニデイサービス 10回実施 84人(杷木人権啓発センター) デイサービス 12回実施216人 ②行政サービス数4件(公営住宅、公立医療機関、保育所の入所申込・送迎、学童保育所の入所申込・送迎) ③各種申請書等の性別記載欄の取り扱いについて見直した。	B	今後も事業の更なる推進に努める。		①各支部住民および周辺地域住民を対象に、男女を問わず、健康体操や手芸工作活動、社会科見学等のデイサービスを行う。 (1)甘木総合隣保館にてミニデイサービス 10回実施 150人 (2)杷木人権啓発センターにてデイサービス 12回 144人 ②福岡県パートナーシップ宣言制度に係る行政サービスの情報提供を行う。 ③各種申請書等の性別記載欄の取り扱いについて既存分を見直す。今後、新規分があれば対応を行う。

■施策の方向 3 男女共同参画に関する苦情や人権救済措置の充実

具体的施策	No.	施策(事務・事業)	担当課	取組内容	活動指標・当初値	令和6年度 目標・計画	実績	評価 (A・B・C・D)	課題・今後の方向性	審議会評価・意見 (令和6年度分)	令和7年度 目標・計画		
ア		男女共同参画苦情処理委員制度の周知	37	広報紙やホームページ・SNSの活用による周知の充実	男女共同参画推進室	広報あさくらやHP等を活用し、男女共同参画に関する苦情や性差別等による人権救済措置について、周知を行う。	年1回実施	広報紙・HP等での情報発信に取り組む。	・市のHPに苦情処理委員制度についての記事を掲載し、情報提供を行った。 ・相談窓口案内のチラシに制度説明及びQRコードで詳細が分かるようにした。 ・苦情処理委員を委嘱し苦情処理の窓口設置しているが、相談の申し出はなかった。(委員にその旨報告した)	A	継続して広報紙やHPでの分かりやすい周知、情報発信。		広報紙・HP等での情報発信に取り組む。
イ		相談窓口の周知	38	男女共同参画苦情処理の相談窓口の周知の充実	男女共同参画推進室	男女共同参画苦情処理について、市としての窓口があることを広報あさくらやHP等で周知し、制度の充実を図る。	年1回実施	男女共同参画センターの相談窓口や公共施設にて苦情処理委員制度について周知を図る。	男女共同参画センターの相談窓口や苦情処理委員制度について、広報あさくらやHPに掲載を行った。	A	継続して情報発信に努める。		男女共同参画センターの相談窓口や公共施設にて苦情処理委員制度について周知を図る。
		相談窓口の周知	39	関係機関との連携及び相談窓口の周知の充実	男女共同参画推進室	男女共同参画社会の理念や内容について理解を深めるため、広報あさくらやHP等を活用した情報を提供する。	広報あさくらやHP等年5回掲載	広報紙・HP等を活用した情報提供や庁舎や公共施設に情報コーナー等を設置する。	・広報あさくら、HPに「寄り添い支援相談」をはじめ、関係機関の電話相談窓口を周知し啓発を行った。 ・DV電話相談窓口の情報を掲載した啓発用リーフレットを配布した。 ・あすみん通信を年6回発行した。	A	相談窓口の時間帯や曜日等の内容変更があるため、最新の情報を提供できるよう努める。		広報紙・HP等を活用した情報提供や庁舎や公共施設に情報コーナー等を設置する。